

太宰府市屋外広告物等に関する制度の手引き



目次

太宰府市屋外広告物等に関する制度の概要	P 2, 3
広告物表示に関するルール	P4
屋外広告物表示の方針 / 簡易な屋外広告物の許可基準	P5
太宰府市屋外広告物等に関する制度 地域・地区	P 6, 7
固定の屋外広告物の許可基準	P 8, 9
大規模広告物・特定屋内広告物の景観影響評価 / 広告物協定制度	P 10
安全に対する責務 / 違反に対する措置 / 経過措置 / 罰則	P 11
各種手続き	P 12, 13

太宰府市では、「百年後も『古都太宰府の風景』が映えるまち」を目指し、景観法に基づく「太宰府市景観計画」の制定（平成 2 2 年）、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」の施行（平成 2 3 年）によって、建築物の外観の色彩誘導や緑化推進等を行ってきました。

一方、景観を構成する要素のひとつである屋外広告物については、福岡県内全域を対象とした「福岡県屋外広告物制度」のもと、公衆に対する危害防止や美観風致の維持の観点から、禁止事項や屋外広告物の大きさ等に関する規定、管理義務等を運用してきました。福岡県屋外広告物制度においては形態意匠や色彩に関する事項を定めていないことから、本市固有の景観を守り育てるために、屋外広告物に関する景観誘導の取組みを求める声が数多く寄せられてきました。

そこで本市では、平成 29 年に従来の福岡県屋外広告物制度の内容に景観誘導に関する事項を盛り込んだ「太宰府市屋外広告物等に関する制度」を制定し、平成 31 年、令和 3 年に見直しを行いました。本制度では、政庁通り、太宰府天満宮参道などの歴史的通り沿いに重点地区である「広告物景観育成地区」を設定するとともに、福岡県屋外広告物制度では制限のない特定屋内広告物*に関する事項も定めています。この手引きは、本制度の概要を解説したものです。

本市の歴史と緑豊かなまちなみに調和した広告物景観を育てていくため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

*窓ガラス等の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物

根拠法令：屋外広告物法
太宰府市屋外広告物等に関する条例
太宰府市屋外広告物等に関する条例施行規則

■用語解説■

【屋外広告物】 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。(法第2条)

【特定屋内広告物】 次に掲げるものをいう。
ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの
イ 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの（条例第2条）

【広告物】 屋外広告物及び特定屋内広告物をいう。

【自家用屋外広告物等】 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物又はこれの掲出物件（条例第10条第3項）

●**固定の屋外広告物と簡易な屋外広告物**
本制度では屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、独立広告物などのように、専門業者等による表示・除却が必要な屋外広告物を**固定の屋外広告物**としており、許可申請を要するものは、屋外広告物管理者による安全管理を行う必要があります（建築物等へ直接塗布して表示するものを除く）。また、許可基準が地域・地区で異なり、許可期間は3年間です。
一方、はり紙、はり札、立看板、広告幕、のれん、広告旗など、表示・除却が比較的容易にできるものを**簡易な屋外広告物**としています。許可基準は市内全域同一で、許可期間は1月（ひとつき）です。



バスなど、自動車に表示するものも広告物です！

【本制度の対象】

「太宰府市屋外広告物等に関する制度（以下、「本制度」と記載する。）」は、屋外広告物法に基づき、広告板、壁面広告、はり紙などの「屋外広告物」のほか、これらを掲出する掲示板、基礎などの「掲出物件」に関する制限と管理監督を規定しています。
また、ガラス窓の内側から屋外向けに表示するポスターなどの「特定屋内広告物」に関する制限及び管理監督についても規定しています。



【制限・条件】

■禁止広告物【条例第12条】

次の事項に該当する屋外広告物等は地区によらず、市内全域で設置を禁止します。
・著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
・著しく破損し、又は老朽したもの
・倒壊又は落下のおそれがあるもの
・信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
・道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

■禁止物件【条例第6条】

次の物件には屋外広告物等を表示してはいけません。
・橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
・石垣、擁壁の類
・街路樹、路傍樹及び保存樹
・信号機、道路標識、道路の防護柵、道路の防音壁、カーブ・ミラー、パーキング・メーター及び道路情報管理施設、駒止め、里程標
・消火栓、火災報知機、防火水槽標識及び火の見やぐら
・郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔の類
・送電塔、送受信塔及び照明塔
・煙突及びガスタンク、水道タンク等
・景観重要建造物 景観重要樹木
・銅像、神仏像及び記念碑の類
・道路の路面

このほか、電柱・街灯柱その他電柱の類、及び消火栓標識には、はり紙・はり札・広告旗・立看板を表示してはいけません。

【許可制度】

太宰府市内で屋外広告物を表示しようとする場合は、事前に許可申請が必要です。許可には地域毎の許可基準（色彩、規格などの条件）があります。
ただし、規模が小さい自家用屋外広告物など、許可申請不要のものがあります。
また、許可を受けて表示しているものでも、デザイン変更や改修の際には変更の許可申請、許可期間満了後に引き続き表示する場合は更新の許可申請が必要です。

【地域・地区】 詳細は P6,7

太宰府市では、市内を地域特性に応じて、3つの地域・地区に区分しています。

■許可地域

許可を得て屋外広告物を表示できる地域。本市独自の制度として、大規模広告物の許可申請には事前協議が必要です。

■禁止地域

基本的に屋外広告物を表示してはいけない地域。
ただし、小規模な自家用屋外広告物・管理上必要な広告物などは表示できます。

■広告物景観育成地区

屋外広告物の高さ・表示面積等の規格に加え、意匠、素材、色彩、1敷地内の屋外広告物総量、及び特定屋内広告物について、景観誘導のための基準があります。
※政庁通り地区住宅地ゾーンの地区計画区域内には、本制度とは別の基準があります。 詳細は P9

【適用除外・特例】

・選挙用ポスター、冠婚葬祭のため一時的に表示するものなど、各種規定の適用を受けない広告物があります。 詳細は P4
・色彩などが許可基準に満たないものでも、良好な景観の形成上必要なものは表示を認める場合もあります。 詳細は P9

【管理監督・措置命令】 詳細は P10,11

■管理義務

屋外広告物の所有者等や表示者等は、許可申請の有無に関わらず、表示した屋外広告物はつねに良好な状態に管理する必要があります。また、一部の簡易な屋外広告物を除き、屋外広告物管理者を設置する必要があります。

■監督義務

市や県は、屋外広告物の許可審査を通して屋外広告物の監督を行います。また、屋外広告物業者の登録や講習会の開催によって屋外広告物制度の普及啓発を行います。

■違反に対する措置

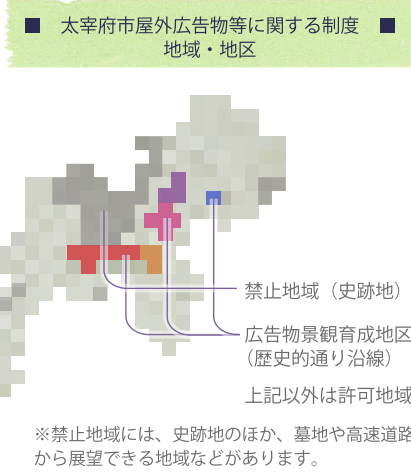
本制度の規定に違反した場合は許可の取消し、除却命令などを行います。命令に従わない場合などは、市で代執行を行い、かかった費用を請求します。

■経過措置

本制度施行前から表示されている物件や、制度の改正後に新しい基準に不適合となる物件は、その物件を変更・改造するときまで引き続き設置できます。
また、福岡県屋外広告物制度では許可申請不要で、本制度では許可申請を要するものは、その物件を変更・改造するときまで引き続き許可申請不要で表示できます。

【各種手続き】 詳細は P12,13

- ・屋外広告物及び掲出物件の新設には許可申請と手数料の納入が必要です。
- ・許可を受けて表示しているもので、デザイン・規格の変更を行う場合には、**変更の許可申請**が必要です。
- ・許可期間満了後も引き続き屋外広告物を表示する場合は、**更新の許可申請**が必要です。
- ・地上からの高さ10m超かつ表示面積が50㎡を超える物件の許可申請の際には、**事前協議**が必要です。
- ・許可を受けた屋外広告物（簡易広告物を除く）の設置工事等の完了の際は**完了届**が必要です。
- ・屋外広告物管理者の設置・変更、所有者情報の変更等の際は**管理者等設置・変更届**が必要です。
- ・許可を受けた屋外広告物を除却・滅失した場合は**除却（滅失届）**が必要です。
- ・広告物景観育成地区で、建物の1立面につき5㎡超の特定屋内広告物を表示する場合は**特定屋内広告物表示の届出**が必要です。



※禁止地域には、史跡のほか、墓地や高速道路から展望できる地域などがあります。

●**景観・市民遺産審議会による特例**

「太宰府市景観・市民遺産審議会」は、有識者・関係団体・市民代表の立場から意見を出し合い景観まちづくりを進める、太宰府市の付属機関です。
許可基準に満たない場合でも、この審議会によって「特にやむを得ない」と認められるもの及び「太宰府の景観づくりに特に重要」と認められるものは、特別に許可することができます。（市条例第15条、規則第6条、11条）

次の事項は福岡県の制度です。詳しくは福岡県の担当課にお尋ねください。

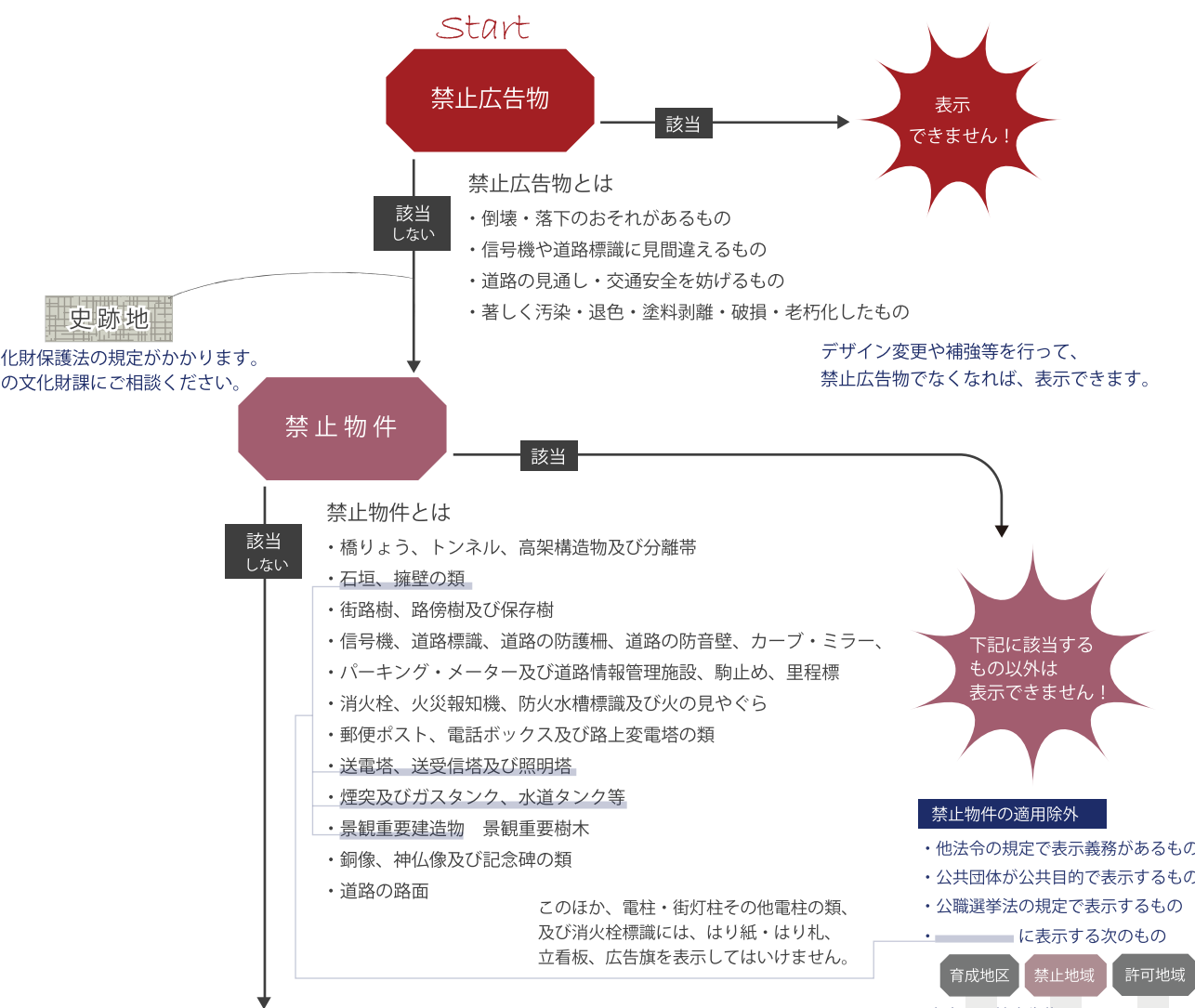
■**屋外広告業者の登録**

福岡県内で、屋外広告業を営もうとする者は、福岡県知事の登録を受ける必要があります。

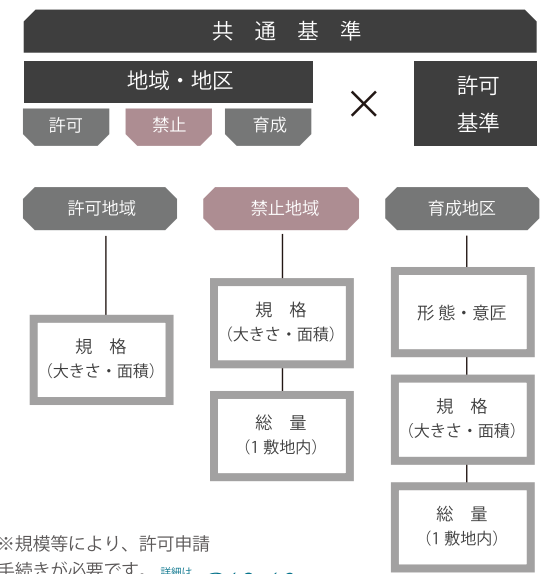
■**屋外広告物講習会**

営業所に屋外広告士等の有資格者がいない場合は、屋外広告物講習会を受講する必要があります。

屋外広告物の表示の際は、許可申請手続きの有無に関わらず、禁止事項を確認し許可基準をお守りください。



共通基準
地域・地区別基準
 を守れば表示できます。
 [P5~9](#)



※規模等により、許可申請
手続きが必要です。
 [詳細は P12,13](#)

屋外広告物等に関する
3つの禁止事項



禁止広告物は本制度の目的である「美観風致の維持」と「公衆に対する危害防止」の観点から、絶対に表示してはいけません。

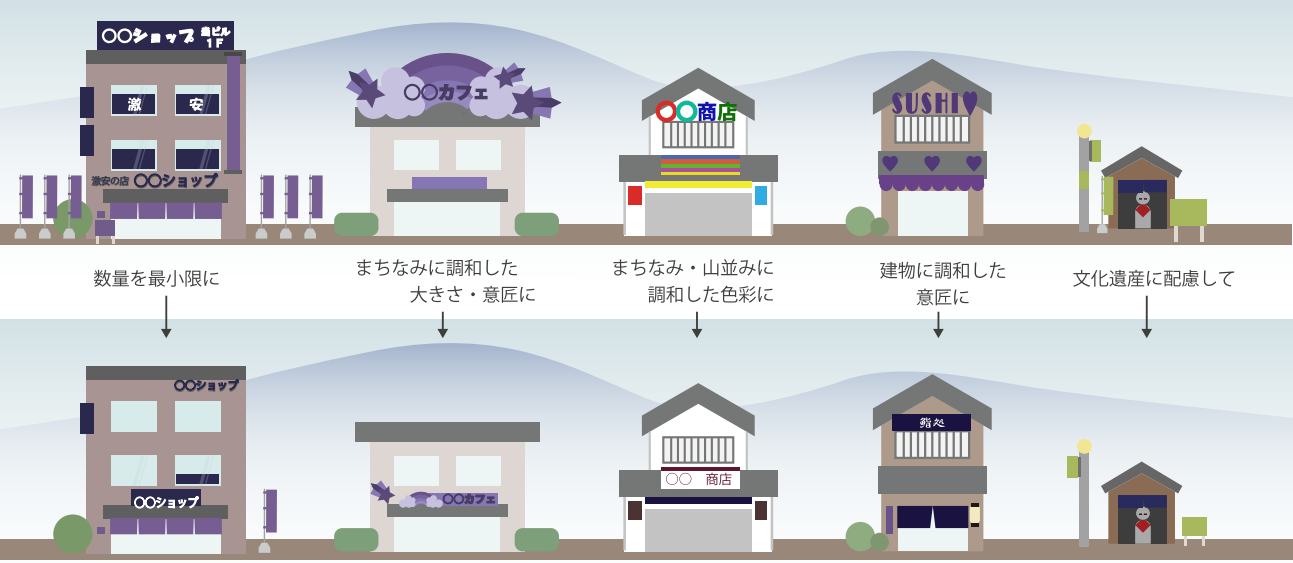
同じ目的から、必要最低限以上の屋外広告物を表示すべきでない物件を禁止物件に指定しています。

禁止地域では、非自家用広告物以外の小規模な屋外広告物等であれば、表示することができます。

太宰府市内全域で共通の基準として、「屋外広告物表示の方針」と、簡易な屋外広告物の許可基準があります。

【屋外広告物表示の方針】

- ・屋外広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめること。
- ・屋外広告物の大きさ、高さ、形態意匠は、周囲のまちなみから突出しないこと。
- ・屋外広告物の色彩は、周囲のまちなみや山並みに調和したものとする。
- ・建築物、工作物に付属する屋外広告物は、当該建築物、工作物との調和を図ること。
- ・文化遺産の周辺においては、文化遺産の見やすさや使いやすさに配慮し、できる限り非自家用広告物の設置を避けること。
- ・道路法、建築基準法等、市条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合させること。

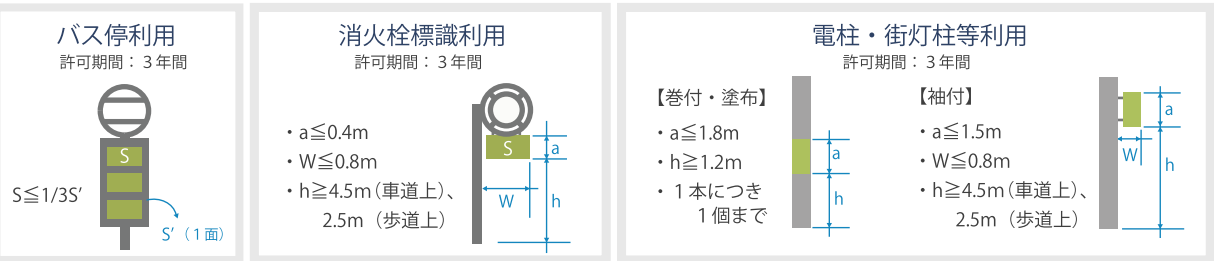
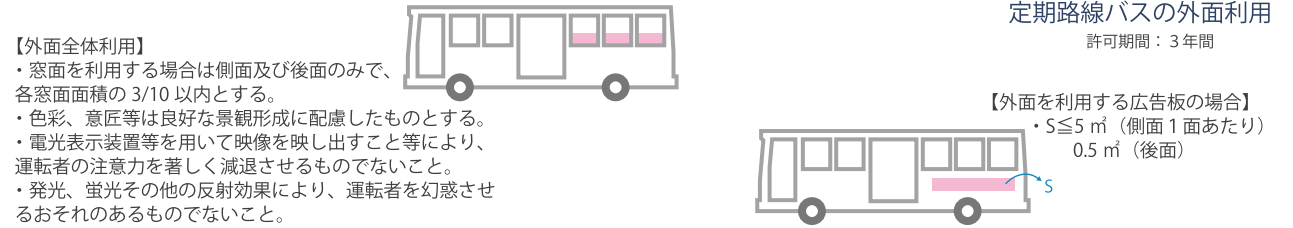
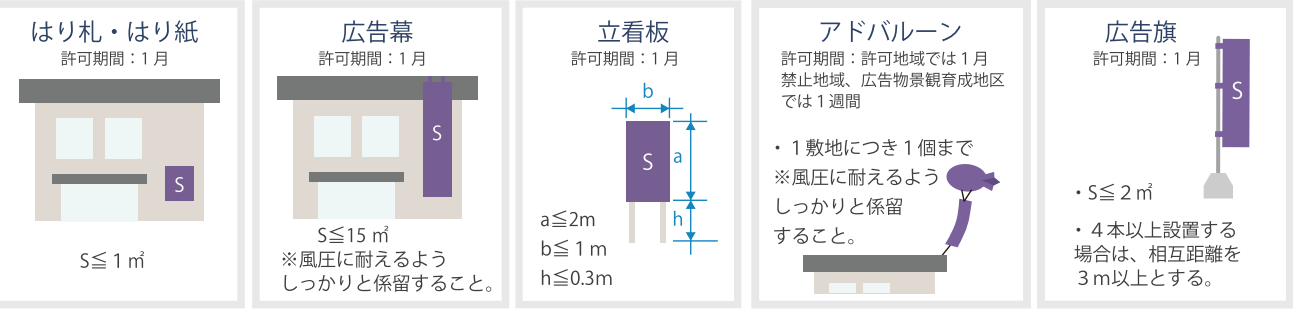


【 共通基準のイメージ 】

【簡易な屋外広告物の基準】

※許可申請手続きの有無に関わらず、許可基準をお守りください。

簡易な屋外広告物の規模に関する許可基準は、太宰府市内全域共通です。広告物景観育成地区内ではP8,9の「意匠・素材等に関すること」、「彩度が高い色彩の使用」、「電光表示による文字広告」についても、基準をお守りください。

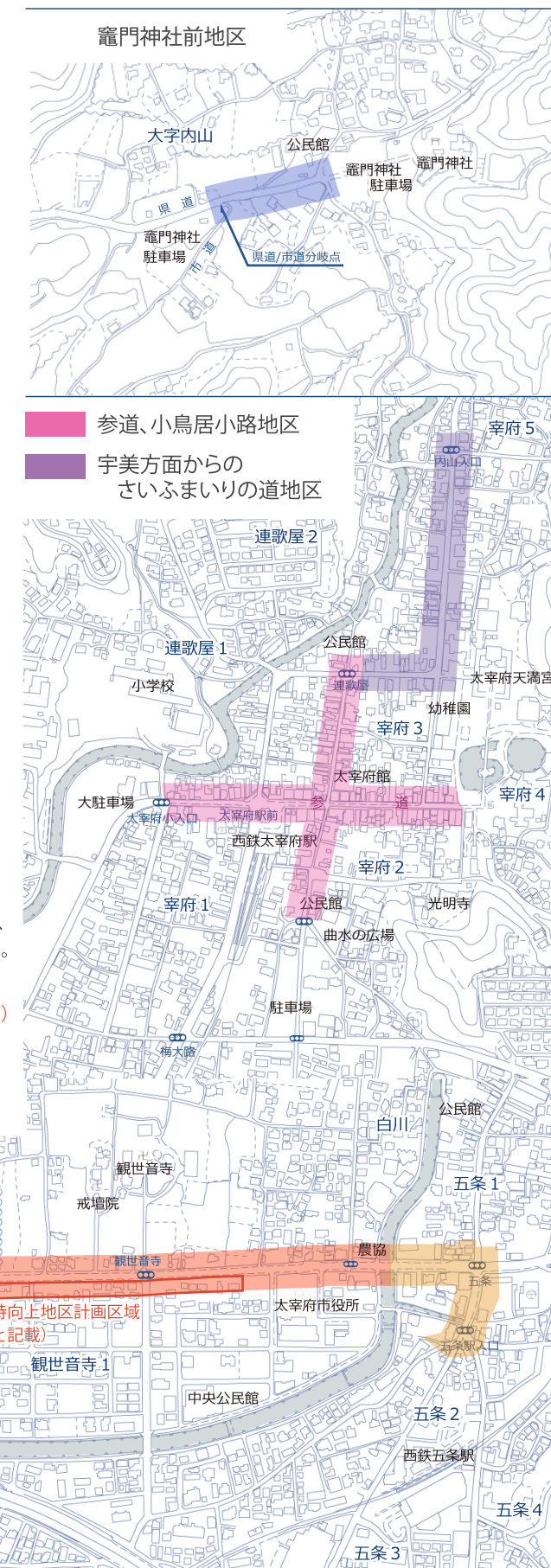


※許可期間が1週間～1月の屋外広告物のうち、良好な管理が行われていると特に認められるものは、許可期間を最大3年まで延長することができます。

太宰府市では、地域特性に応じて市内を3つの地域・地区に区分しました。
屋外広告物や特定屋内広告物の表示を計画する地域・地区を確認し、次ページ以降の
許可基準や許可申請手続きに関する事項をお守りください。



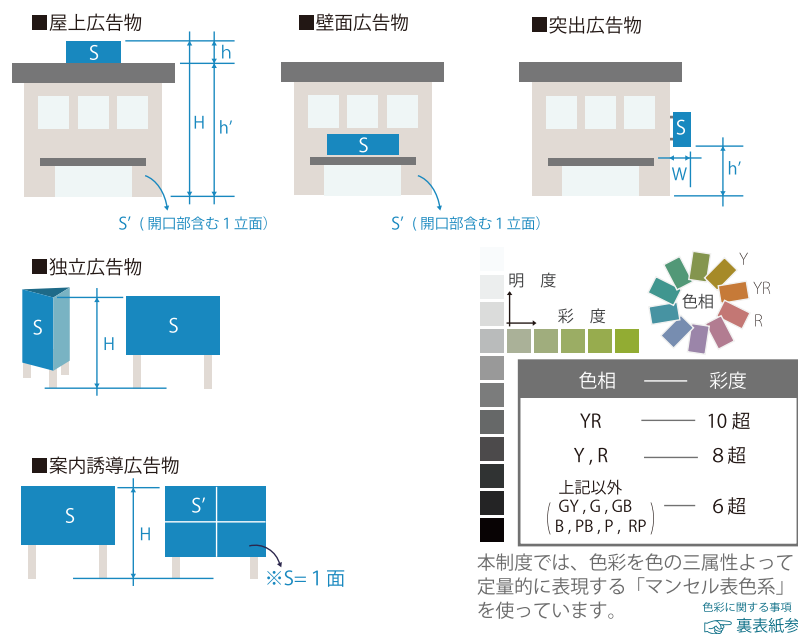
【広告物景観育成地区 詳細図】



固定の屋外広告物の許可基準

固定の屋外広告物の許可期間は全域で3年間ですが、許可基準は地域・地区によって内容が異なります。
許可地域を除く地域・地区では、総量規制（1敷地に表示できる屋外広告物の合計表示面積の上限）があります。

※許可申請手続きの有無に関わらず、許可基準をお守りください。



許可地域	禁止地域	表示不可	表示不可	表示不可	表示不可	表示不可
・上端は地上から6m以下 ・1面あたり2㎡以内	・上端は地上から6m以下 ・1面あたり2㎡以内	・上端は地上から6m以下 ・1面あたり2㎡以内	・上端は地上から6m以下 ・1面あたり2㎡以内	・上端は地上から6m以下 ・1面あたり2㎡以内	・上端は地上から6m以下 ・1面あたり2㎡以内	・上端は地上から6m以下 ・1面あたり2㎡以内
■屋上広告物の規格、表示面積						
【構造物利用】 ・S<1/2S' ※各壁面	【屋上設置】 ・h≦2/3h' ・H≦50m	表示・設置不可	自家用のみ ・h≦2m ・H≦10m	表示・設置不可	自家用のみ ・h≦2m ・H≦10m	表示・設置不可
■壁面広告物（各壁面の表示面積割合の上限）						
【商業地域等*】 S≦3/5S'	【左記以外】 S≦1/3S'	自家用のみ S≦1/5S'	自家用のみ S≦1/5S'	自家用のみ S≦1/5S'	自家用のみ S≦1/5S'	自家用のみ S≦1/5S'
※商業地域等*の定義は欄外参照						
■突出広告物の規格						
・S≦20㎡（合計） ・W≦1.0m ・h≧2.5m（歩道上）、4.5m（車道上）	自家用のみ ・W≦1.0m ・h≧2.5m（歩道上）、4.5m（車道上） ・上端は建物の軒高まで	自家用のみ ・W≦1.0m ・h≧2.5m（歩道上）、4.5m（車道上） ・上端は建物の軒高まで	自家用のみ ・W≦1.0m ・h≧2.5m（歩道上）、4.5m（車道上） ・上端は建物の軒高まで	自家用のみ ・W≦1.0m ・h≧2.5m（歩道上）、4.5m（車道上） ・上端は建物の軒高まで	自家用のみ ・W≦1.0m ・h≧2.5m（歩道上）、4.5m（車道上） ・上端は建物の軒高まで	自家用のみ ・W≦1.0m ・h≧2.5m（歩道上）、4.5m（車道上） ・上端は建物の軒高まで
■独立広告物（広告板・広告塔）の規格						
・H≦5m ・S≦50㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m ※商業地域等*（欄外参照）は高さの基準のみ適用	自家用のみ ・H≦6m ・S≦3㎡（1面あたり）	自家用のみ ・H≦6m ・S≦3㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m	自家用のみ ・H≦6m ・S≦5㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m	自家用のみ ・H≦6m ・S≦5㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m	自家用のみ ・H≦6m ・S≦5㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m	自家用のみ ・H≦6m ・S≦3㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m
■1敷地に表示できる表示面積の上限（※上記4種類の合計。簡易な屋外広告物は含みません）						
上限はありません。	15㎡以内	30㎡以内	15㎡以内	15㎡以内	15㎡以内	15㎡以内
■案内誘導広告物（案内誘導に必要な文言・図案に限った非自家用広告物）						
上述の各広告物と同じ基準です。	表示・設置不可	【複数事業内容集合の場合】 ・H≦5m ・S≦8㎡（1面あたり） ・S'≦2㎡（1事業内容あたり） ※1つの施設・場所あたり	【単体の場合】 ・H≦5m ・S≦2㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m	・H≦5m ・S≦2㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m ※1つの施設・場所あたり	政庁通り地区と同じ基準です。	・H≦5m ・S≦2㎡（1面あたり） ・広告物相互距離≧5m ※1つの施設・場所あたり

※本制度において、「商業地域等*」とは次の地域をいいます。

固定の屋外広告物の許可基準

■地区計画区域内の基準 [詳細地図](#) **P7**

政庁通り地区・住宅地ゾーン内の地区計画区域内では、地区計画の基準順守と手続きが必要になります。

【※本制度と異なる主な基準】

- ・屋外広告物の素材は、木質ないしはそれに類したもの。
- ・壁面広告物は、1 壁面あたり 5 m²以内。
- ・突出広告物は、表示面積 1 面あたり 3 m²以内。
- ・建築物の窓面を利用してはならない。

■ 大規模広告物の景観影響評価 詳細は **P10**

大規模広告物（地上から高さ10m超かつ表示面積合計 50 m² 超の屋外広告物・掲出物件）の表示の際には、「古都太宰府の風景」への影響について事前協議が必要です。

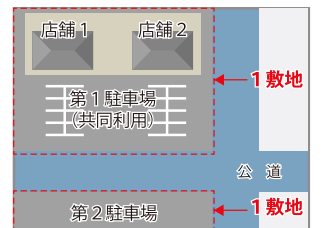


■特定屋内広告物の景観影響評価 詳細は P10

広告物景観育成地区においては、特定屋内広告物（室内から屋外の公衆に対して表示される広告物）についても、届出により形態意匠や規模について協議が必要となります。

■ 1 敷地の考え方

「1敷地」とは、土地の
契約内容や所有権又は分筆
の有無だけでは判断せず、
土地の利用実態に応じて、
個別に判断します。



したがって、共通の目的
で利用される土地すべてを1敷地と判断します。

なお、その中に公道など利用目的が異なる敷地がある場合は、一敷地とは判断しません。

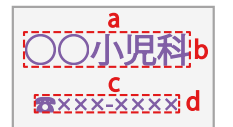
■面積の算定方法

・矩形以外の屋外広告物の表示面積の算定は、最も突出している線を算定のための外線とし、矩形に置き換えて算定します。

【右図「ぴあの教室」の例】
表示面積＝ $a \times b$



・文字などに色を使う場合は、その語句等の概形の 1/2 をその色彩の面積とします。



【右図「〇〇小児科」の例】
 の面積 = $1/2 (a \times b + c \times d)$

■特例制度

太宰府市景観・市民遺産審議会は、景観・市民遺産に関する事項を審議する付属機関で、有識者・関係団体・市民代表によって組織しています。許可基準に満たない場合でも、この審議会で「太宰府の良好な景観形成に寄与する」と特に認めた場合は、特別に許可することができず。

●「太宰府の色」を損なわない色彩計画を
景観計画策定時に行った景観ワークショップで、多くの市民が「太宰府の風土基盤」と感じる色彩は、土壁や樹木の幹肌の茶色、四王寺山の森の緑等の落ち着いた色彩でした。これらは、悠久の時代を超えて、また四季を通じて、太宰府の景観のベースカラーとなっています。
それに、サクラ、菜の花、花菖蒲、モミジ、コスモス、ソバの花、雪化粧などの色がありおりの季節の彩りを添え、これらが一体的に「太宰府の色」として認識されています。



広告物は、これら「太宰府の色」を損なわないような色彩を使用することが求められます。そこで、広告物景観を特に重視する「広告物景観育成地区」では、広告物に使用できる色彩の彩度について、基準を設定しました。また、四方を山で囲まれる本市の眺望景観を保全する目的で、大規模広告物についても同様に彩度の基準を設定しました。



【大規模広告物の景観影響評価】

市域の大部分は許可地域にあたり、一敷地内に表示できる屋外広告物等の総量に制限がないため、大規模な屋外広告物の設置が可能です。

そこで、「古都太宰府の風景」に影響を及ぼすおそれのある、主要な眺望点や主要な道路から展望可能な大規模広告物の形態意匠について、許可申請前に事前協議を行うこととします。

■大規模広告物の定義

地上から屋外広告物の上端の高さが10mを超え、かつ表示面積の合計が50㎡を超える屋外広告物又はその掲出物件

■大規模広告物の景観形成基準

●大宰府政庁跡などの眺望点から見た際、正面となる側への表示を避ける。

●表示面の地色、基調色又は掲出物件の色彩には、次に掲げる色彩は使用しない。

- 色相区分 YR で、彩度が8を超えるもの。
- 色相区分 R と Y で、彩度6を超えるもの。
- 上記以外の色相区分で、彩度が4を超えるもの。

色彩に関する事項
裏表紙参照

●照明を用いる場合は、周辺環境への光害とならないよう配慮する。

■手続き

【様式第2号】大規模広告物景観事前協議申出書に必要書類を添付して、1部提出してください。

【特定屋内広告物の景観影響評価】

広告物景観育成地区においては、窓ガラス等の内側から屋外に向けて表示される広告物である「特定屋内広告物」についても、表示面積の上限や色彩等の基準があります。

また、表示面積が一定規模を超える場合は、届出を要します。

■特定屋内広告物の定義

ア 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉等の内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

イ 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

■特定屋内広告物の景観形成基準

●特定屋内広告物の表示面積の上限

建築物の1階；表示面積の合計は各開口部の面積の10分の5以内

建築物の2階以上；表示面積の合計は各開口部の面積の10分の3以内

●色彩及び写真・絵画等の表示は、次のいずれにも該当するものとする。

- 蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。
- 次に掲げる色彩は表示面積の2分の1未満とする（掲出物件には使用不可）。

- 色相区分 YR で、彩度が10を超えるもの。
- 色相区分 R 及び Y で、彩度が8を超えるもの。
- 上記以外の色相区分で、彩度が6を超えるもの。

色彩に関する事項
裏表紙参照

- 写真・絵画等の表示は、1面あたり2㎡以内とする。

■届出を要するもの

広告物景観育成地区内で、建物の1立面につき5㎡を超える面積の特定屋内広告物を表示する場合

■手続き

【様式第16号】特定屋内広告物表示届に必要書類を添付して、1部提出してください。

■違反に対する措置

基準に適合しないものは、表示の停止や必要な措置命令・代執行を行う場合があります。必要な場合は立入検査を行うこともあります。罰金等の罰則はありません。

【広告物協定制度】

土地所有者等同士で良好な広告物景観形成のための協定を結び、市が認定する制度です。認定された広告物協定に関する技術的支援・助言等を受けることができます。詳しくは「太宰府市屋外広告物等に関する条例」第9条をご覧ください。

【安全に対する責務】

■屋外広告物管理者の設置

簡易な屋外広告物を除き、屋外広告物の表示・掲出物件の設置をする際は、「屋外広告物管理者（有資格者）」を置く必要があります。

■管理義務

日常点検や必要に応じた補修、除却その他必要な管理を行い、良好な状態を保ってください。とくに、更新の許可申請の際は、屋外広告物管理者による詳細点検及び【様式第6号】屋外広告物自主点検結果報告書による点検結果の報告が必要です。

■除却義務

許可期間満了後、許可取消後などは、速やかに屋外広告物又は掲出物件を除却してください。除却後は速やかに【様式第11号】屋外広告物除却（滅失）届を提出してください。

【違反に対する措置】

■許可の取消

次のような場合は、許可を取り消すことがあります。

- 許可基準に違反した屋外広告物等を表示したとき。
- 変更、更新の許可申請を怠ったとき。
- 違反に対する措置命令に違反したとき。
- 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。

■措置命令・代執行

違反広告物等の屋外広告物の表示者等又は屋外広告物の所有者等に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上 の期限を定め、これらの除却、色彩の変更などの必要な措置を命じることがあります。

所有者等が不明な場合は、法にもとづき事前に公告のうえ、市で除却等を行う場合があります。はり紙等の簡易広告物は予告なく除却します。

こうした手続きにかかった費用は所有者等に請求します。

【経過措置】

■福岡県屋外広告物制度では許可申請不要で、本制度では許可申請を要するもの
その物件を変更・改造するときまで引き続き許可申請不要で表示できます。

■福岡県屋外広告物制度の許可を受けたもの

福岡県屋外広告物制度の許可を受けたものは、その期間内に限り、本制度の相当規定により許可されたものとし ます。

また、本制度による基準に不適合の場合でも、その物件を変更・改造するときまで引き続き表示・設置をすることができます。

■太宰府市屋外広告物制度の許可を受けたもの

許可を受けた屋外広告物、掲出物件、特定屋内広告物のうち、制度の改正に伴い基準に満たなくなったものでも、その物件を変更・改造するときまで引き続き表示・設置をすることができます。

■許可基準以外の許可の条件、その他の同意等を個別に行っているもの

本制度の相当規定でなされたものとみなします。

【罰則】

本制度に違反した者には、次の罰則を科せられることがあります。

■措置命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

■次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 禁止地域、禁止物件、許可制度の規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者
- 変更の許可を受けずに屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- 除却義務の規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を除却しなかった者

■報告・資料等の提出命令に違反して報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

■法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

●屋外広告物管理者は次のいずれかの者です。

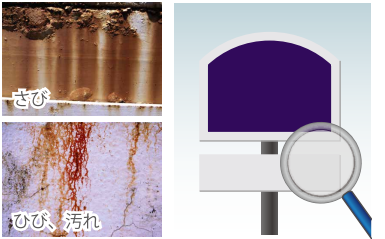
- 建築士法第2条第1項に規定する建築士（同条第4項に規定する木造建築士を除く。）
- 屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する者（屋外広告士）

●屋外広告物管理者設置不要の屋外広告物

- はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、アドバルーンその他これらに類するもの
- 電柱又は街灯柱、標識の類を利用する屋外広告物その他これに類するもの
- 建築物その他の工作物等の壁面に直接塗付するもの

過酷な環境にさらされる屋外広告物

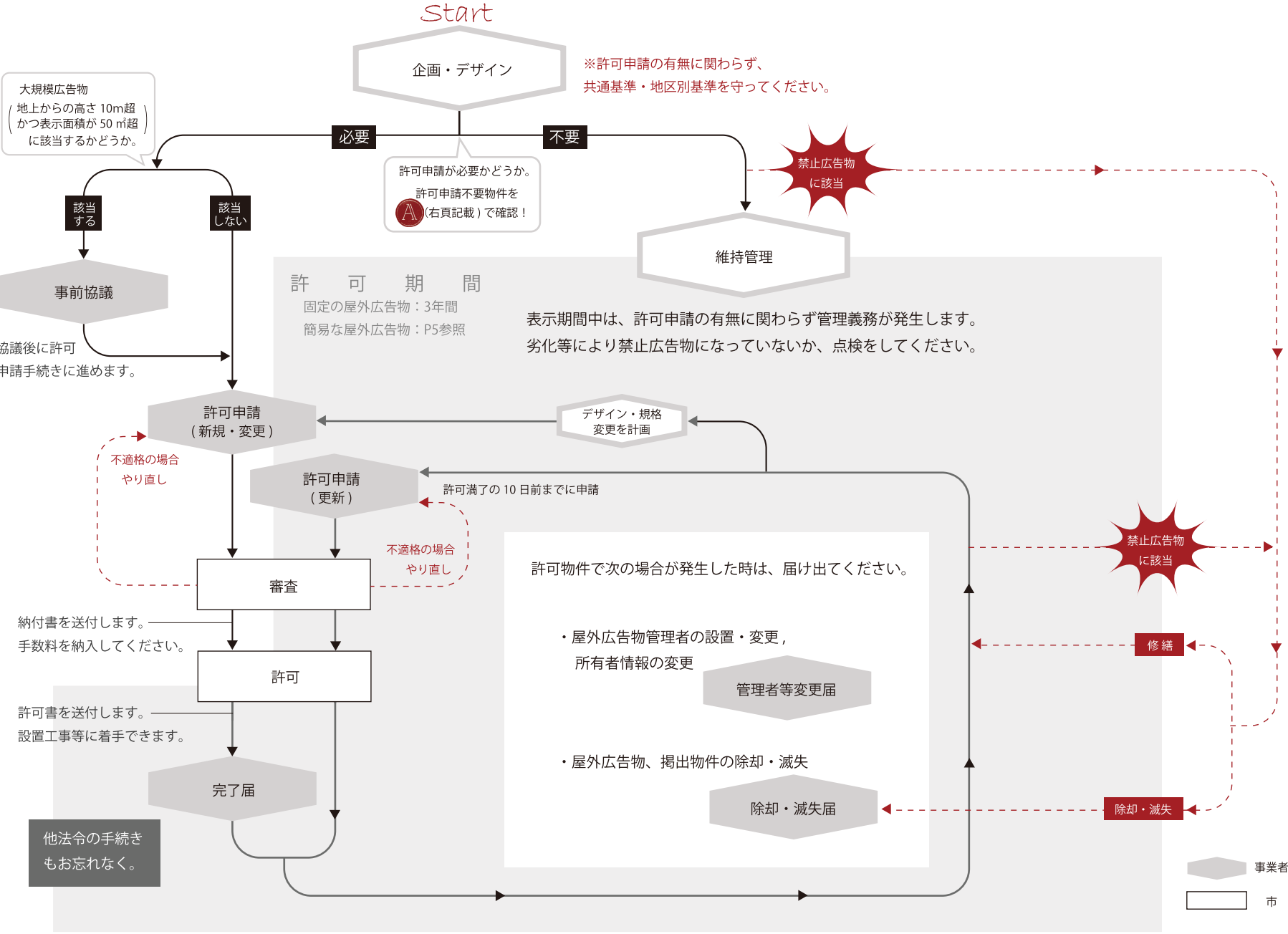
屋外広告物は、風雨、強い日射し、台風、地震、積雪などの厳しい自然条件にさらされ確実に劣化していきます。屋外広告物の倒壊や落下などの危害を防ぐためには、許可申請の有無に関わらず表示者等・所有者等は、屋外広告物等について必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければなりません。3年ごとの許可申請の際の点検はもちろん、日常的な点検を行って、異常を見逃さないようにしましょう。



★長年屋外環境におかれた屋外広告物は、外観はきれいでも、内部や接合部などの劣化が進んでいることがあります。

※屋外広告物表示者等又は屋外広告物の所有者等がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき、前任者が行った手続き・処分等は、変更後の者へ引き継ぎます。

次のフローを参考に、許可申請手続きや維持管理などを適切に行ってください。



■ 許可申請手数料

※照明を伴うものは下記金額に 10 割を加算します。

・はり紙の類	5 円／1 枚	・壁面広告物，突出広告物，屋上広告物，広告塔 広告板，案内誘導広告物，その他の屋外広告物 (1 個につき。S は表示面積)
・はり札等の類	10 円／1 枚	1 m ² >S
・広告幕又は広告旗	400 円／1 枚	1 m ² ≤S<2 m ²
・立看板等	200 円／1 個	2 m ² ≤S<5 m ²
・アドバルーン	1,000 円／1 基	5 m ² ≤S<10 m ²
・電柱、街灯柱又は標識の類を 利用するもの	200 円／1 個	10 m ² ≤S<20 m ²
		20 m ² ≤S<30 m ²
		30 m ² ≤S≤50 m ²
		50 m ² <S
		200 円
		400 円
		800 円
		1,600 円
		3,200 円
		5,000 円
		8,000 円
		8,000 円＋ 50 m ² を超える面積 ×200 円 /1 m ² (但し 50,000 円を上限とする。)

※次の屋外広告物は手数料不要です。
・営利目的外（管理目的、公共的目的、その他特に認める場合）の屋外広告物
・政治資金規正法第 6 条の届出を行った政治団体が表示するポスター、立看板等
※既納の手料金は、還付しません。

A 許可申請手続き不要で表示できる屋外広告物及び掲出物件

- A. 全地域・地区共通のもの
1. 他法令の規定で表示義務があるもの
 2. 公共団体が公共目的で表示するもの
 3. 公職選挙法の規定により選挙運動のために表示するポスター、立看板等
 4. 冠婚葬祭・祭礼のため一時的に表示するもの
 5. 講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会等のため、会場敷地内に表示するもの
 6. 人、動物、自動車を除く車両、船舶等に表示するもの
 7. 政治団体が表示する簡易広告物等で、表示期間が 1 か月以内のもの
 8. 工事現場の板塀等に表示するもので、非営利のもの（工事期間中に限る）
 9. 公益施設等への寄贈者名等の表示で、物件面積の 1/20 以内かつ 0.5 m²以内のもの（1 個まで）
 10. 自動車の外装に表示するもので、次の①、②のいずれかに該当するもの
①市内に車庫登録しているもので、表示面積の合計が 10 m²以内のもの（路線バスを除く）
②市外に車庫登録しているもので、当該地の屋外広告物制度に準拠したもの

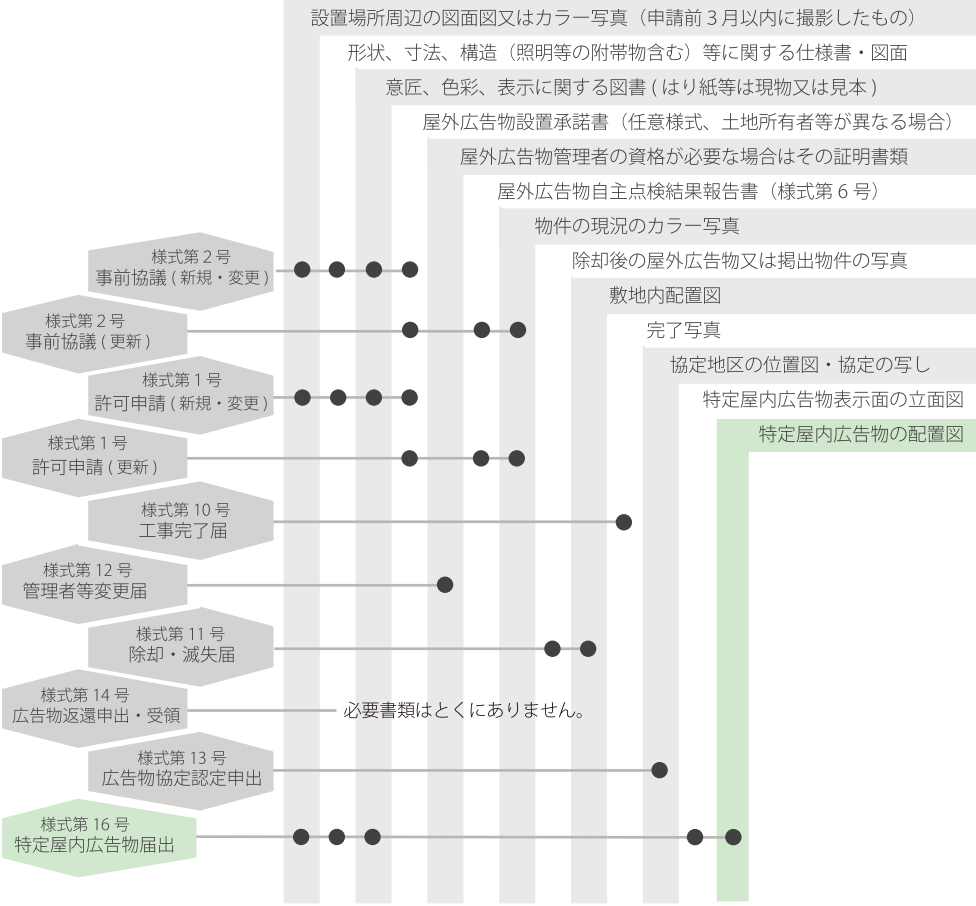
B. 地域・地区別の条件

許可地域		禁止地域		広告物景観育成地区			
				政庁通り 住宅地 / 商業地	参道・ 小鳥居小路	宇美方面からの さいふまいるの道	龍門神社前
1. 自家用屋外広告物（合計表示面積の上限）		15 m ²	5 m ²	5 m ²	10 m ²	5 m ²	10 m ²
2. 管理用広告物（合計表示面積の上限）		5 m ²	3 m ²	3 m ²			

★非自家用広告物は何の地域においても必ず市への許可申請手続きが必要です。
★福岡県屋外広告物制度では許可申請不要で、本制度では許可申請を要するものは、その物件を変更・改造するときまで、引き続き許可申請不要で表示できます。

B 許可申請・届出等の必要書類

それぞれの申請（届出）様式に次の必要書類を添付して 1 部提出してください。



■ その他の手続き

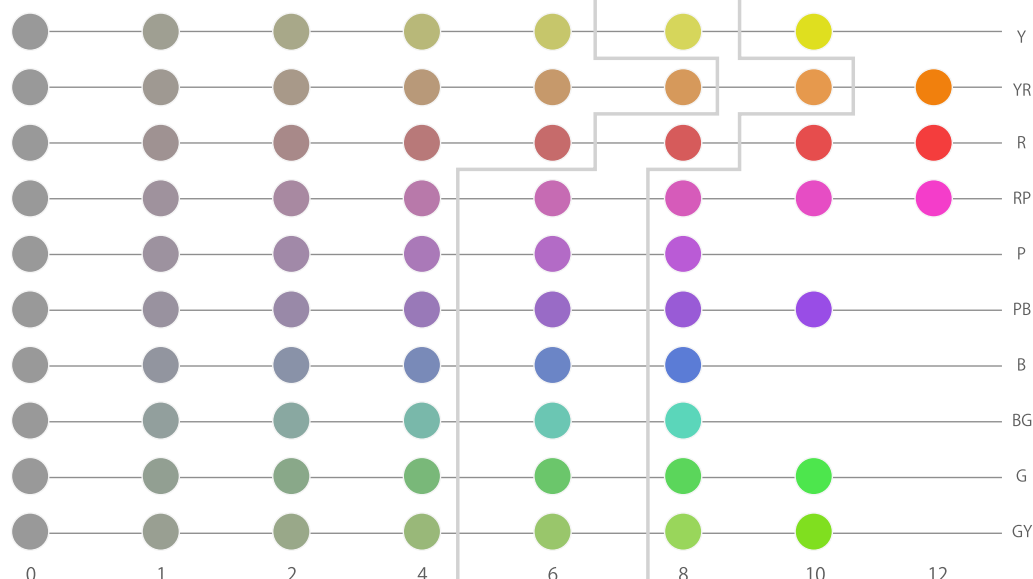
●特定屋内広告物の表示（新規）
広告物景観育成地区内で次のものは届出が必要です。
建築物の 1 つの立面における特定屋内
広告物の面積の合計が 5 m²を超えるとき。

●公共広告物の表示（新規）
官公署の敷地外に表示するものは事前
協議が必要です。
(ただし簡易な屋外広告は不要です。)

参考資料

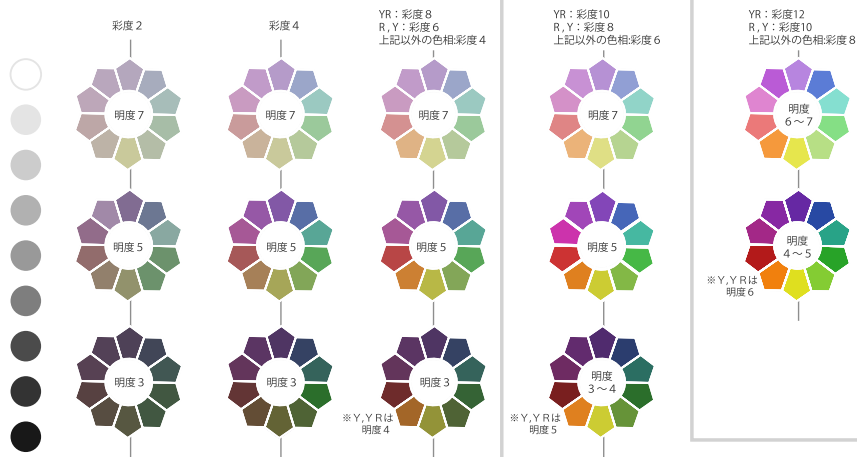
太宰府市では、景観に配慮した広告物を表示していただくため、屋外広告物、特定屋内広告物 及び これらの掲出物件に使用できる色彩に、一定の制限があります。

■制限なし

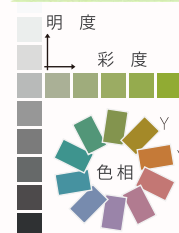


明度 5 の場合の例

色彩の例



マンセル表色系



本制度では、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって定量的に表現する「マンセル表色系」を使っています。

※この図の色彩は近似色です。

■大規模広告物で制限あり

- 色相区分 YR で、彩度が 8 を超えるもの。
- 色相区分 R と Y で、彩度 6 を超えるもの。
- 上記以外の色相区分で、彩度が 4 を超えるもの。

詳細は **P10**

■屋外広告物 (広告物景観育成地区内) で制限あり

■特定屋内広告物 (広告物景観育成地区内) で制限あり

※大規模広告物でも制限があります。

- 色相区分 YR で、彩度が 10 を超えるもの。
- R 及び Y で、彩度が 8 を超えるもの。
- 上記以外の色相区分で、彩度が 6 を超えるもの。

詳細は **屋外広告物 P8,9**
特定屋内広告物 P10

太宰府市屋外広告物等に関する制度の手引き【第2版】

令和3年7月発行

■連絡先

〒818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市都市整備部都市計画課

景観・歴史のまち推進係

TEL 092-921-2121

FAX 092-928-7415